

## 相続税が課税される財産・課税されない財産

相続税・贈与税の基礎と最近の税制改正について、ご説明します。

### 【相続税が課税される財産】(注1)

相続税は、原則として死亡した者(被相続人)から相続又は遺贈(死因贈与を含む。以下同じ。)により取得した財産に課されます。この場合の財産とは、**現金、預貯金、有価証券、宝石、土地、家屋などのほか貸付金、特許権、著作権等金銭に見積もることができる経済的価値のあるすべてのもの**が該当します(相続税法第2条)。

また、次に掲げる財産も相続税の課税対象となります。

- ① 相続又は遺贈により財産を取得したものとみなされる財産(相続税法第3条、第4条、第7条から第9条の6)

死亡退職金、被相続人が保険料を負担していた生命保険契約の**死亡保険金**等(次回に説明)

- ② **被相続人から死亡前3年以内に贈与により取得した財産**(相続税法第19条)

相続又は遺贈により財産を取得した者が、被相続人の死亡前3年以内に被相続人から財産の贈与を受けている場合には、原則としてその財産の贈与された時の価額が相続財産の価額に加算されます。(次回以降に説明)

- ③ **相続時精算課税の適用を受ける贈与財産**(相続税法第21条の9、第21条の14から16)

被相続人から、生前、相続時精算課税の適用を受ける財産を贈与により取得した場合には、その贈与財産の価額(贈与時の価額)が相続財産の価額に加算されます。(次回以降に説明)

- ④ 相続又は遺贈による取得により課税される財産

次に掲げる場合は、相続又は遺贈により取得したものととして課税されます。

イ 被相続人から生前に贈与を受けて、贈与税の納税猶予の特例を受けていた農地(租税特別措置法第70条の5)及び非上場会社の株式等(租税特別措置法第70条の7の3)

ロ 相続人がいなかった場合において、特別縁故者に対する相続財産の分与(民法第958条の3)の規定によって相続財産法人から与えられた財産(相続税法第4条)

### 【相続税が課税されない財産】

相続又は遺贈により取得した財産のうち、相続税が課されない主たるものは次のとおりです。

- ① 墓地や墓石、仏壇、仏具、神を祭る道具など日常礼拝をするもの(相続税法第 12 条第 1 項第 2 号)(注 2)
- ② 宗教、慈善、学術、その他公益を目的とする事業を行う一定の個人などが相続や遺贈によって取得した財産で公益を目的とする事業に使われることが確実なもの(相続税法第 12 条第 1 項第 3 号)
- ③ 地方公共団体の条例によって、精神や身体に障害のある人又はその人を扶養する人が取得する心身障害共済制度に基づいて支給される給付金を受ける権利(相続税法第 12 条第 1 項第 4 号)
- ④ 相続人が取得したものとみなされる生命保険のうち 500 万円に法定相続人の数を乗じた額の部分(相続税法第 12 条第 1 項第 5 号)
- ⑤ 相続人が取得したものとみなされる退職手当のうち 500 万円に法定相続人の数を乗じた額の部分(相続税法第 12 条第 1 項第 6 号)
- ⑥ 個人で経営している幼稚園の事業に使われていた財産で一定の要件を満たすもの(相続税法施行令附則第 4 項、相続税法施行規則附則第 2 項から第 13 項)。なお、相続人のいずれかが引続きその幼稚園を経営することが条件となります。
- ⑦ 相続又は遺贈により財産を取得した財産で相続税の申告期限までに国又は地方公共団体や公益を目的とする事業を行う特定の法人に寄附したもの、あるいは、相続又は遺贈により財産を取得した金銭で、相続税の申告期限までに特定の公益信託の信託財産とするために支出したもの(租税特別措置法第 70 条第 1 項、第 3 項)



**(注 1) 交通事故の損害賠償金の課税関係**

交通事故の加害者から遺族が損害賠償金を受け取った時の課税関係は、次のとおりになります。

・被害者が死亡したことにより支払われる損害賠償金は、相続税の課税対象とはなりません。(相続税法第 2 条)

・遺族が受け取った損害賠償金は遺族の所得になりますが、所得税法において非課税規定があるので課税されません。(所得税法第 9 条、所得税法施行令第 30 条第 3 号)

始します。相続が開始すると、相続人は相続開始の時から被相続人に帰属していた一切の財産に関する権利義務を承継します。

**(注 2) 売却価値**

骨董的価値がある等投資対象となるものや売却目的で保有しているものについては相続税が課されます。